

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

実施計画番号	補助・単独	事業名	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	総事業費	事業決算額及び財源内訳（単位：円）					事業実施状況	効果検証・課題
								国庫支出金	地方創生 臨時交付金	地方創生臨時 交付金以外	その他	一般財源		
1	単	物価高騰対応重点支援給付金	税務課 ふくし課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6, R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 1661世帯×30千円、子ども加算 144人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 2200人（70000千円）のうちR7計画分 事務費 11672千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 その他として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1661世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（2200人）	R7.3	R7.12	128,682,000	128,682,000	128,682,000	-	-	-		
2	単	救急搬送を伴う海上タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金	防災交通課	①島内における救急搬送を伴う海上タクシー事業者への支援 海上タクシー事業については、島民生活や経済活動を支えるための離島交通として、また、島民の病気や怪我等による緊急患者発生時の半島側への搬送手段として事業を継続していただいているが、昨今の燃料価格の高騰により事業者の経営を一層圧迫している。 このため、燃油価格高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用し、救急搬送を伴う海上タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金を措置する。 ②③対象事業者 4社 事業費 6,614,000円 各社の積算は以下の算式で算出 (1) 令和6年産業用価格軽油基準価格÷物価高騰前の令和2年産業用価格軽油基準価格=燃料費上昇率を算出。 (2) 各社の令和6年決算燃料費÷(1)で求めた燃料費上昇率=価格高騰前燃料費を算出 (3) 各社の令和6年決算燃料費-(2)=燃料費高騰分として補助交付 ④篠島又は日間賀島に本社を置き、救急搬送を伴う海上タクシー事業者	R7.4	R8.3	6,326,000	6,326,000	6,326,000	-	-	-		
3	単	物価高騰対応地域応援クーポン券発行事業	産業振興課	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰で苦しむ住民の支援策として地域応援クーポン券を発行することにより、家計の支援を行う。また、クーポン券利用を町内事業者にすることにより、町内消費を促し、事業者の支援を図る。 ②③プレミアム付きクーポン券 3,000円×全町民15,600人=46,800千円 過去の実績から印刷製本費142千円+郵便費1,424千円+クーポン券換金手数料1,280千円+委託費2,917千円=事務費5,763千円 総事業費52,563千円-その他（県補助）21,000千円=交付金31,563千円 ④全町民（約15,600人への配布）を対象とする。	R7.8	R8.3	52,563,000	31,563,000	31,563,000	-	21,000,000	-		
4	単	愛知用水地元管理費補助金	産業振興課	①農業者で組織する団体が支払った愛知用水地元管理ポンプ場の利用電力料の補助を行うことで、物価高騰に苦しむ農業者の負担を軽減する。 ②③計25揚水機場 R5.10月～R6.9実績に基づき算出 11,027,257円×（町内部の調整率0.27×0.8×0.933）=2,222,301円 ④農業団体（知多南部土地改良区、豊浜管理区、師崎管理区）	R7.4	R8.3	2,223,000	2,223,000	2,223,000	-	-	-		
5	単	生活支援のための旧家庭用指定ごみ袋配布事業	まちなみ環境課	①ごみ処理に係る手数料を町民に賦課している指定ごみ袋（旧指定ごみ袋）を無料で配布することで、物価高騰で苦しむ町民の生活支援を図る。 ②③事業費：シルバー人材センターへの委託料 1,937,152円 郵便料（離島のみ）85円×1,200世帯=102,000円 消耗品（宛名シール・ハガキ等）100,000円 ④全世帯（7,028世帯：R6.10末時点）を対象とする。	R7.6	R7.9	2,140,000	2,140,000	2,140,000	-	-	-		
6	単	公立保育所給食費無償化事業	健康こども課	①物価高騰に伴い公立保育所等を対象とした給食費の無償化を行うことにより、物価高騰で苦しむ子育て世帯の支援を行う。 ②③・副食費 1か月分 4,500円×（96+6（予備））=459,000円 ・主食費 1か月分 400円×（141+8（予備））=59,600円 ・合計（459,000円+59,600円）×6か月=3,111,600円 ④公立保育所等に入所している3歳以上児がいる町内の世帯で、給食費を負担している世帯（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R7.9	3,112,000	3,112,000	3,112,000	-	-	-		

実施計画番号	補助・単独	事業名	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	総事業費	事業決算額及び財源内訳（単位：円）					事業実施状況	効果検証・課題
								国庫支出金	地方創生臨時交付金	地方創生臨時交付金以外	その他	一般財源		
7	単	私立保育所給食費無償化補助事業	健康こども課	①物価高騰に伴い私立保育所等を対象とした給食費に対する補助を行うことにより、物価高騰で苦しむ子育て世帯の支援を行う。 ②③・副食費 1か月分 4,500円×(14+2(予備))=72,000円 ・主食費 1か月分 400円×(28+2(予備))=12,000円 ・合計(72,000円+12,000円)×6か月=504,000円 ④私立保育所等に入所している3歳以上児がいる町内の世帯で、給食費を負担している世帯（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R7.9	504,000	504,000	504,000	-	-	-		
8	単	保育所賄材料費物価上昇分追加事業	健康こども課	①食料品の高騰により、保育所の賄材料費が不足することが懸念される。物価上昇分等を追加することにより、園児の栄養摂取に不足のない給食を提供する。 ②③月額副食費見込8,429円×児童数141人×12ヵ月×物価上昇分12%=1,711,424円 ④町内の公立4保育所及びどんぐり園（町立子育て支援施設）に通所、通園している児童の保護者（賄材料費補助の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R7.9	1,712,000	1,712,000	1,712,000	-	-	-		
9	単	私立保育所等賄材料費物価上昇分補助事業	健康こども課	①食料品の高騰により、私立保育所においても賄材料費が不足することが懸念される。物価上昇分を補助することにより、園児の栄養摂取に不足のない給食を提供する。 ②月額副食費見込118,852円×児童数27人×物価上昇分12%=385,080円 ④篠島保育園（賄材料費補助の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R7.9	386,000	386,000	386,000	-	-	-		
10	単	学校給食無償化事業	教育課	①物価高騰等の影響を受けている保護者の経済的負担の軽減を図るため、臨時的な措置として学校給食費の無償化を実施する。 ②③無償とする期間…R7.4.11～R7.9.30（給食日数86日） 小学生…514人×250円×86日=11,051,000円 中学生…323人×290円×86日=8,055,620円 ④小中学生の保護者（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R7.9	19,107,000	19,107,000	19,107,000	-	-	-		
11	単	賄材料費補助事業	教育課	①物価高騰等による給食費の値上げ分及び値上げ分では補えない不足分に対し、小中学生の保護者負担が増えないよう賄材料費の増額を行う。 ②③小学校…96,118食×{値上げ分50円+（増額分10円×R4～R6平均上昇率1.05）}=5,815,139円 中学校…60,401食×{値上げ分60円+（増額分10円×R4～R6平均上昇率1.05）}=4,258,271円 ④小中学生の保護者（賄材料費増額分の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R8.3	10,074,000	10,073,000	10,073,000	-	-	1,000		